

令和3年度 障害福祉サービス事業所「ゆーあい工房」事業計画

I 運営方針

指定障害福祉サービス事業を実施するにあたり、ゆーあい工房年間行事計画に基づく年間カレンダーを定め、「生活介護事業」・「就労継続支援事業B型」の運営規程を順守しつつ、運営理念である『ゆーあい工房は、利用されるすべての皆さまが、楽しく働き、自立への道を歩めるよう支援します』の実現と福祉サービスに対する満足度の高い支援のため、以下の項目に重点を置き支援を行うこととする。

重点目標

- 1 コロナ禍におけるサービス提供
- 2 利用者本位のサービス提供
- 3 指定障害福祉サービス事業による支援
- 4 社会参加及び地域交流のための支援
- 5 健康保持・増進のための支援

II 目標達成のための取り組み

1 コロナ禍におけるサービス提供

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「高齢者、障害者などに特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者」については、事業の継続を要請するものとされており、障害福祉サービス等事業所が提供するサービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要となっている。

以上を踏まえ、ゆーあい工房では、新型コロナウイルスが収束するまでの間は、「新しい生活様式」を取り入れ、感染リスクが高まる「5つの場面」を徹底回避し、「3つの密」を避けることや定期的な換気、マスク着用の徹底や手指衛生の徹底など様々な感染防止に向けた取り組みを行いながら、利用者サービスを提供していく。

また、利用者の安全を最優先とするため、感染防止対策の一環として、やむを得ず活動の自粛や制限をすることも視野に入れて、柔軟なサービス提供に努めていく。

2 利用者本位のサービスの提供

(1) 個別支援計画書に基づくサービスの提供

- ① 本人の意思と人権を尊重し、虐待防止に努める中で、明るく快適な規律ある生活を保障する。
- ② 利用者の特性とニーズに基づく個別支援計画の作成とその達成に向けた支援を行う。
- ③ 利用者の環境等の変化について、共通理解を深めるための定期的な支援会議を開催する。

(2) 作業能力の向上を目指す支援

- ① 適性を引き出し、個性を伸張するための支援を行う。
 - ア すべての利用者が自己の能力に応じていきいきと生産活動に従事できるための支援。
 - イ 安全に留意し、利用者が道具や機械を使用した作業に取り組むための支援と環境整備。
- ② 木工作业・菓子作業・受注作業等の生産活動の充実を図り、安定した生産活動と工賃支給に努める。また、「障害者優先調達推進法」による注文に対応できる生産体制を継続していく。

ア 木工作业

- ・質の高い安心・安全な商品の製造
- ・レーザー彫刻機による、付加価値のある商品の開発
- ・同一規格及び量産体制の構築
- ・注文に対応できる在庫の確保
- ・栃木市をはじめ、近隣市町の観光みやげ商品の製造
- ・各種イベントに関連する記念品製造等の積極的な請負とニーズに合った製品の開発
- ・「いちご一会とちぎ国体」に関連する記念品の製造

イ 菓子作業

- ・添加物をできるだけ使用しない原材料で、安心・安全な商品の製造、新商品の開発
- ・顧客のニーズに柔軟に対応できるよう努める。
- ・H A C C P（ハサップ：製品の安全性を確保する衛生管理の手法）に沿った衛生管理の確保

ウ 受注作業

- ・精度の高い製品の仕上がり
- ・納期を厳守した生産体制の構築

- ・とちぎセルフセンター等から斡旋された仕事に積極的に取り組む。

- ・月平均作業収入は、50,000円を目標とする。

③ 販路を拡充し、販売活動を充実させる。

ア 地域イベントへの出店

イ 委託販売先への定期納品

ウ 移動販売や受注販売の充実

エ SNSを利用した商品のPR活動

④ 直営店「ショップゆーあい」の経営

ア 自主生産商品の販売

- ・木工品・焼菓子を直接顧客に販売する直営店を運営することで安定した売上につなげる。

イ 地域関係団体等の商品販売

- ・被災地支援品、市内業者等のお土産品の販売を行い、顧客に喜ばれる店舗経営を行う。

ウ 利用者の販売活動（ただし、コロナ収束の状況による。）

- ・販売活動を通して、接客技術や金銭管理能力の向上等、社会性の習得を図る。

3 指定障害福祉サービスによる支援

(1) 生活介護事業

利用者が安定した日常生活や社会生活を営むことができることを目的に体力の維持を図り、社会参加活動や生産活動を行う社会経済活動の場を提供する。

① 体力を維持するための活動として次の活動を行う。

ア 体操・散歩・軽運動

イ 看護師によるバイタルチェック（週1回）

ウ 嘱託医による健康状態の把握（月1回）

② 創作活動として、次の活動を行う。

ア ちぎり絵

イ とんとん染め（布マスク・エコバッグ）

③ 社会参加活動として次の活動を行う。

ア 配達補助

イ リサイクル（アルミ缶・ペットボトル）

ウ 公園清掃

エ 地域活動への参加（オレンジカフェ）

④ 社会経済活動として、木工・菓子・受注の生産活動の場を提供する。生産活動を通して、「協調性」、「コミュニケーション」、「身だしなみ」、「規律性」等の向上を図る。

⑤ 生産活動の対価として、工賃を支給する。

(2) 就労継続支援事業（B型）

利用者に、日中活動において生産活動や就労の機会を提供し、知識や技能の向上を図る。

① 「工賃向上計画」を基に、生産活動の充実を図る。

② 作業能力の向上を目指す支援を行う。

ア 個性や適性の伸張

イ 生産活動に必要な技術の習得

ウ 利用者が主体的に活動できる環境整備

エ 生産活動を通して、「挨拶」、「規律」等、生活態度の向上

③ 生産活動の対価として、工賃を支給する。

工賃支給の目標額・・・平均月額13,500円

④ 就労意欲のある利用者に対し、必要な就労支援を行う。

ア ハローワークとの連携により求人登録、合同就職面接会等に参加の機会を持ち、一般就労に向けて支援する。

イ 就職内定後も必要に応じて職場へ同行し、「定着支援」を行う。

ウ 企業から受注した作業を当該企業内で行う「施設外就労」の支援に努める。

3 社会参加及び地域交流のための支援

(1) 社会参加や余暇の充実に向けた「社会参加・余暇活動支援事業の実施。

(2) 地域との交流を目的とした「ゆーあい工房まつり」の開催。

(3) 行事内容の相談や利用者間で申し合わせ事項の決定等を行うための利用者自治会の開催。(月1回)

(4) 栃木市障害者施設協議会の各種イベントや販売活動(わくわく広場)への参加。

(5) 地域に開かれた事業所運営に資するための各種ボランティアや実習生等の受け入れ。

4 健康保持・増進のための支援

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

(2) 給食の提供

- ① 日本栄養給食協会に業務委託し、安心・安全な昼食を提供する。
 - ② 嗜好調査（年1回実施）を実施して献立に反映させる。
 - ③ 誕生日メニュー等、特別メニューを実施する。
 - ④ 健康面に配慮を要する利用者に対し、減塩・減量・アレルギー対応等の特別メニューを提供する。
- (3) 軽スポーツを行う場の提供として、クラブ活動や運動会等を実施する。
- (4) 全利用者を対象に、健康診断の実施
- (5) 希望者を対象に、季節型インフルエンザ予防接種の実施
- (6) 「食中毒・感染症予防マニュアル」に基づいた環境整備
- (7) 看護師による健康相談（毎週水曜日）とバイタルチェックの実施。

Ⅲ その他のサービス

1 各種相談と苦情処理の適正化

- (1) 苦情解決受付担当者及び責任者を配置し、苦情処理の適正化を図る。
- (2) 年1回以上、保護者との面談を行い、相談の場を設ける。

2 必要な情報の提供

- (1) 毎月初めに「ゆーあいつうしん」を発行する。
- (2) 給食の献立表を配布する。
- (3) ホームページに工房情報を掲載する。
- (4) その他必要に応じ、情報の提供をする。

3 関係機関との連携

- (1) 各市町の担当課、相談支援事業所、医療機関、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携しながら利用者支援を行う。
- (2) 「共同生活援助事業所 なごみの家」バックアップ施設としての取り組みと入居者の夜間及び休日等における緊急時の支援体制を確保する。
- (3) 保護者会との協働活動を実施する。

(4) 避難訓練等の実施

- ① 消防署の協力を得て、火災時における総合避難訓練を行う。
- ① 河川が氾濫した場合に備え、避難確保計画に基づく訓練を行う。